県南広域振興局長告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項の規定において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成18年９月５日

県南広域振興局長　酒　井　俊　巳

1　福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称	所在地	
有限会社ナカノメ	奥州市水沢区吉小路46番地２	有限会社ナカノメ	奥州市水沢区吉小路46番地２	平成18年５月31日

2　居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称	所在地	
奥州市	奥州市水沢区大手町一丁目１番地	水沢在宅介護支援センター	奥州市水沢区字東町４番地	平成18年３月31日
奥州市	奥州市水沢区大手町一丁目１番地	胆沢居宅介護支援事業所	奥州市胆沢区南都田字大持50番地	平成18年４月１日